

笠間市告示第 3 9 7 号

平成 1 9 年第 4 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 6 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 1 9 年 1 2 月 3 日 (月)

2 場 所 笠間市議会議場

平成19年第4回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
12月 3日	月	本 会 議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
12月 4日	火	休 会	議案調査 〔議案質疑通告締切（午前中）〕 〔一般質問通告締切（午前中）〕
12月 5日	水	休 会	議事整理 〔議会運営委員会開催〕
12月 6日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託
12月 7日	金	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
12月 8日	土	休 会	
12月 9日	日	休 会	
12月10日	月	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
12月11日	火	休 会	議事整理
12月12日	水	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
12月13日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
12月14日	金	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	本 会 議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

平成19年第4回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成19年12月3日 午前10時08分開会

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	塩 田 満 夫 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
会 計 管 理 者	成 田 均 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
係 長	山 田 正 巳
主 事	川 野 輪 良 子

議 事 日 程 第 1 号

平成 19 年 12 月 3 日 (月曜日)

午 前 10 時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 請願陳情について

日程第 5 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

- 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 日程第6 報告第 9号 専決処分の承認を求めることについて
 (平成19年度笠間市一般会計補正予算(第3号))
 日程第7 議案第 100号 動産購入契約の締結について
 日程第8 議案第 101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 について
 議案第 102号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
 ついて
 議案第 103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
 条例について
 日程第9 議案第 104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
 る条例について
 日程第10 議案第 105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 日程第11 議案第 106号 指定管理者の指定について(笠間市心身障害者福祉センター)
 議案第 107号 指定管理者の指定について(笠間市地域福祉センター「笠間市
 友部社会福祉会館」)
 議案第 108号 指定管理者の指定について(笠間市いこいの家「はなさか」)
 議案第 109号 指定管理者の指定について(笠間市福祉センター)
 議案第 110号 指定管理者の指定について(笠間市福祉センターいわま)
 議案第 111号 指定管理者の指定について(北山公園)
 議案第 112号 指定管理者の指定について(笠間市総合公園外5施設)
 日程第12 議案第 113号 土地改良事業の施行について
 日程第13 議案第 114号 市道路線の認定について
 日程第14 議案第 115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第4号)
 議案第 116号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 議案第 117号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算(第3号)
 議案第 118号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)
 議案第 119号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 議案第 120号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
 議案第 121号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第2号)
 議案第 122号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算(第2号)
 議案第 123号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第2号)
 議案第 124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第2号)

日程第15 委員会提出議案第5号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 請願陳情について

日程第5 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

日程第6 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

(平成19年度笠間市一般会計補正予算(第3号))

日程第7 議案第100号 動産購入契約の締結について

日程第8 議案第101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第102号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第106号 指定管理者の指定について(笠間市心身障害者福祉センター)

議案第107号 指定管理者の指定について(笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」)

議案第108号 指定管理者の指定について(笠間市いこいの家「はなさか」)

議案第109号 指定管理者の指定について(笠間市福祉センター)

議案第110号 指定管理者の指定について(笠間市福祉センターいわま)

議案第111号 指定管理者の指定について(北山公園)

議案第112号 指定管理者の指定について(笠間市総合公園外5施設)

日程第12 議案第113号 土地改良事業の施行について

日程第13 議案第114号 市道路線の認定について

日程第14 議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第4号)

- 議案第 116号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 117号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第3号）
議案第 118号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第 119号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 120号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 121号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 122号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 123号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

日程第15 委員会提出議案第5号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

午前10時08分開会

開会の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第4回笠間市議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 直ちに本日の会議を開きます。

市長のあいさつ

議長（石崎勝三君） ここで、山口市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成19年第4回笠間市議会定例会の開催に当たりまして、ごあいさつとご報告を申し上げます。

師走に入り、議員の皆様には、公私ともご多忙のところ定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、去る10月13日から11月25日まで開催されました第100回笠間の菊まつりは、市民参加型に発展拡大させ、関係団体や協賛企業と連携して、茨城ゴールデンゴールズ記念試合や薪能などさまざまなイベントを行い、観光客が昨年より約3割増となり、盛況のうちに幕を閉じることができました。今後も、引き続き関係者と一丸となって、観光の振興に努めてまいりたいと思います。

また、ねんりんピック茨城2007が11月10日から開催され、笠間市ではベタンクと囲碁の交流大会が行われ、全国各地から来られた高齢者が熱戦を展開する中で、交流と親睦が深められました。

そして、11月14日には、北関東自動車道笠間西インターチェンジ、友部インターチェンジ間約9.1キロが開通したところであり、文化交流都市を目指している本市にとりまして、交通アクセスがより充実した交流人口の一層の拡大につながるものと期待をしております。今後、早期の全線開通を強く望んでおります。

それに先立ち、10月10日に、福原の南中山地区から笠間西インター入り口を通過し、国道50号まで通じる県道土浦笠間線福原バイパス延長1.7キロが開通をいたしました。

また、11月19日から茨城県が友部サービスエリアスマートインターチェンジに隣接する茨城中央工業団地（笠間地区）の公募を開始しましたが、これにより懸案でありました企業誘致が進むことを大いに期待をしております。

さらに、11月20日に、本市が地方自治法施行60周年記念総務大臣表彰を受賞いたしました。これはクールシュベール国際音楽アカデミーやクラインガルテン等の文化芸術を生かしたまちづくりの推進により団体表彰を受けたものでございます。

また、行財政改革につきましては、大綱と5年間の実施計画を本年3月に策定し、実行しておりますが、去る11月22日に、民間の方々で構成する行政改革推進委員会において、実施計画の19年度の途中経過と20年度の実施方法について報告し、今後も行財政改革を積極的に推進することといたしました。

内容の中では、新たに消防職員の特殊勤務手当の一部廃止、休日勤務手当の一部削減及び高利率地方債の繰上償還の3項目を追加し、また、公立幼稚園と公立保育園の一元化の検討、公立保育所、幼稚園の民間委託の検討については、実施年度の前倒しをするとともに、市民サービスを向上させるための職員の意識改革、人材育成及び人事評価制度についてもより一層取り組んでまいります。

さらに、行財政改革の中で、指定管理者、民間委託等の推進につきましては重要な位置を占めるもと考えておりますので、公の施設の運営につきましては、費用の削減、施設の有効活用、市民サービスの向上が図られるとともに効率的な施設運営が行えるときには、引き続き導入の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、12月1日に岩間南部地区農業集落排水の供用を開始いたしました。開始区域は、福島、市野谷の一部、泉の一部、泉、市野谷入会地でございます。地域の皆さんの生活

環境の改善に資するものと期待をしております。

そして、市民の移動手段の確保を目的としたデマンド交通システム導入のため協議を進めてまいりました笠間地域公共交通会議における協議が調い、来年2月20日からデマンド型乗り合いタクシーの運行を開始することになりました。今後は、このデマンド交通システムを広く市民の皆さんに周知を図り、利用拡大を進めてまいります。

さて、今定例会の提出議案は、笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを初めとする条例改正、その他8件、指定管理者の指定7件、補正予算10件、諮問4件、報告1件でございます。

補正予算の議案の中で、一般会計補正予算（第4号）につきましては1億5,266万4,000円の減額補正となります。減額の主な要因といたしましては、本年度事業の精算による減入札による請負差金の減などであります。

今回の補正予算の中に新たに計上したものの、増額補正したもののうち、主な事業について申し上げますと、障害福祉費の中に、通所サービスの利用を促進するため、送迎に対する費用について国、県とともに助成する制度に係る費用を計上いたしました。

また、ひな祭りの時期に常磐大学生の協力により開催する桃宴の実行委員会に対して助成をするとともに、茨城県などの助成制度を有効活用することにより歳入を確保し、住吉転作組合、柏防災会、クールシュベール国際音楽アカデミーin笠間実行委員会への補助金を計上いたしました。

投資的経費につきましては、柿橋グラウンドの整備を新規に計上いたしました。これは隣接地に宅地分譲が予定されているため、ボールの飛散防止ネットを設置するとともに、駐車場の整備を行うものでございます。

さらに、来年2月に、新たに京都府綾部市を加えて、北海道遠軽町、和歌山県田辺市と本市の4市町で、合気道のゆかりの地ということで友好都市の再協定を結ぶことになりましたので、それらに伴う費用を計上いたしました。

それぞれの議案につきましては、後ほど詳しく説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議の上、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） まず、日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番萩原瑞子君、14番中澤 猛君を指名いたします。

会期の決定について

議長（石崎勝三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期につきまして、去る11月26日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長から報告を願います。

議会運営委員会委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

議会運営委員長（市村博之君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、11月26日午前10時から、委員会室において、平成19年第4回市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、12月3日から12月17日までの15日間といたします。

初日の3日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案等の説明を受けた後、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

4日と5日は、議案調査等のため休会とし、6日は、議案質疑を行い、各常任委員会への付託等です。

7日と10日の両日に常任委員会を開催するため、本会議を休会といたします。

12日、13日、14日の3日間を一般質問とし、最終日の17日は、各委員会に付託された議案等の審査結果を委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告いたします。

議長（石崎勝三君） お諮りいたします。

ただいま委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月17日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、ただいま議会運営委員会委員長から報告ありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（石崎勝三君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、市長から、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分の報告2件が提出されましたので、既に議案とともに配付してございますので、ご了承願います。

次に、9月の定例会において議決された教育予算の拡充を求める意見書については、9月27日をもって各関係大臣に送付いたしましたので、報告いたします。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

請願陳情について

議長（石崎勝三君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

本日までに議会に提出された請願陳情につきましては、文書表を付してその写しをお手元に配付してございます。これらの請願陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

-
- 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第5、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてから、諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてまでの4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 諮問第4号から第7号で提出しております人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は、任期満了に伴い、深谷 忠氏、浅野良夫氏、高瀬善啓氏、平沢洋子氏の4名

を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

まず、諮問第4号について採決いたします。

本件は、原案のとおり答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、諮問第5号について採決します。

本件は、原案のとおり答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、諮問第6号について採決します。

本件は、原案のとおり答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、諮問第7号について採決します。

本件は、原案のとおり答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第6、報告第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第9号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した平成19年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、総務部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 報告第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の理由でございますが、デマンド交通システムを導入するための経費について、予算科目の組み替え措置をとる必要が生じたことによりまして補正するものでございます。議会を招集するいとまがないため、平成19年11月2日に専決処分をしたものでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度笠間市一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,829万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276億8,482万円とするものでございます。

デマンド交通については、補正前で委託で予定していたものを、直営でスタートをすることといたしました。さらに、当初、補正前では11月運行予定となっていたものを、2月からの運行とすることに変更したことによる減額でございます。

内容については、事項別明細書により説明をさせていただきます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、財政調整基金繰入金1,955万2,000円減額となります。それから、雑入でございますが、126万円の増でございます。利用料の増でございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、企画費で1,829万2,000円、歳入同額を減額いたしますけれども、主なものを申し上げますと、臨時雇賃金で118万6,000円の増、委託料で721万円の増、新交通システム構築委託料、乗合旅客運送業務委託料等でございます。

それから、19節負担金補助及び交付金でございますが、2,800万円の減額ということで、新交通システム運行経費補助金でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決
いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認するこ
とに決定しました。

議案第100号 動産購入契約の締結について

議長（石崎勝三君） 日程第7、議案第100号 動産購入契約の締結についてを議題と
いたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第100号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げ
ます。

本案は、シンクライアントシステム導入事業に伴うサーバー等の機器購入について、予
定価格が、笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定
する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものでありま
す。

詳細につきましては、市長公室長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り
ますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） 議案第100号につきましての動産購入契約の締結についての説明をさせていただきます。

1としまして、契約の目的、シンクライアントシステム導入事業、サーバー12台及び使用ライセンス400人分の購入でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札、契約の金額につきましては、金4,441万5,000円でございます。4番、契約の相手方でございます。茨城県水戸市吉沢町1108 - 1、茨城リコー株式会社水戸支店、支店長片根慎吾。

このたびの導入につきましては、老朽化しました端末、パソコンでございますが、それらの更新に合わせて、低コストで情報セキュリティの強固なシステムを構築するものがございます。契約内容は、シンクライアントシステムのサーバー12台及び使用ライセンス400人分の購入であります。

現在使用しております端末は、旧3市町で持ち寄ったものを使用しており、ハードウェア法定耐用年数4年ということでございますが、既に過ぎておりまして、現在、修理しながら使用している現状でございます。更新に当たりましては多額の資金が伴うため、端末400台を年次計画で更新していく部分、総体では650台でございます。

また、個人情報等の行政情報等の漏えいが大変大きな社会問題になっていることから、セキュリティの強化を図る必要があります。そのようなことから、このため、これらの要件を果たします大きな事業効果が得られ、次世代に対しましてシンクライアントシステムの導入を進めることといたしたものでございます。

このシステムにつきましては、文書の作成、ワード機能でございます。それから、数値計算などエクセル機能、ある特定の目的のために使用する基本ソフトをサーバー側に持たせませす。職員の使用する端末、パソコンでございますが、そちらの方には、画面表示等の必要最低限の機能だけにとどめまして、端末でございますので安価に購入できるわけでございます。同様の理由で、常に使う機械の中に入っておりませんので、耐久性にもすぐれると。

さらに、端末データの保存機能を持たないために、情報の持ち出しができません。万が一パソコン等の盗難に遭いまして、個人情報、行政情報等の漏えいを防止することができるということで、今回、このようなことで提案をさせていただきます。よろしく願います。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。
これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第102号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第8、議案第101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第101号から第103号につきましては、職員の給与、服務に関する条例の改正であり、関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

議案第101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、行財政改革の一環として特殊勤務手当の見直しを行うものであります。

また、議案第102号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び第103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、少子化対策等により地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、関連する規定を整備するものであります。

詳細につきましては、市長公室長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） それでは、議案第101号から103号まで説明をさせていただきますと思います。

まず、最初に議案第101号をお願いいたしたいと思います。

これにつきましては、笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。本条例につきましては、行財政改革の一環といたしまして、特殊勤務手当の見直しを行うために提出するものでございます。

新旧対照表でご説明をさせていただきますので、大変でございますが、3枚目までおめくりいただけますでしょうか。

3枚目、最後のページでございます。まず、2条でございますけれども、特殊勤務手当の種類ということでございます。15号の高所作業手当、それから16号の機関員手当、17号の救助隊員手当を削りまして、第17条、同じでございます高所作業手当、18条機関員手当、19条救助隊員手当を削りまして、第20条委任という部分がございますが、これを繰り上げます。17条に繰り上げ、いずれも消防職員に対しての特殊勤務の部分でございます。

続きまして、第102号の方に移らせていただきたいと思います。

102号につきましては、大変文章的に長いものですから、要約させていただいたものでご説明をさせていただきますと思います。

まず、7ページ、笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての新旧対照表でございます。

最初に、このページをめくっていただきまして、9ページの方で説明をさせていただきます。

既存の育児休業の関係の改正は、1条から8条まででございますけれども、特に9ページの下から7行目にございます第8条でございますけれども、その上のところに、育児休業をした職員の勤務復帰後における号給の調整ということでございます。

これにつきましては、現行は、育児休業の期間は2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとしてみなしましてその部分の給料調整を行うわけでございますけれども、改正後につきましては、育児休業をした期間については100分の100ということで、換算率で直しまして、引き続き勤務したものとみなし、その者の給料調整をすることができるという規定に改正するものでございます。

続きまして、10ページおめくりをいただきまして、第9条、一番上の段で、育児短時間勤務をすることができない職員の部分でございます。これで、例を挙げさせていただきますと、例では、非常勤職員の方についてはこの部分はできませんと。それから、配偶者が育児休業をしている場合などはできないということの規定をうたっております。

続きまして、第10条でございますけれども、これは同じページの下の方から9行目にございます。育児短時間勤務終了後1年を経過前に同じ子について育児短時間勤務ができる特別の事情といたしますと、これは例を挙げさせていただきますと、負傷等けがをなされま

して子供さんを養育できなくなった職員が、育児休業の承認を取り消された後、新たにけがから治りまして回復してまた子供さんをみられるというような場合がございます。

それから、めくっていただきまして、11ページ、下の部分でございますが、11ページの下段から2行目になります。第11条、この部分につきましては、次のページまであります。交代制等の勤務職員についての育児短時間勤務の形態を規定しているものでございます。例といたしましては、4週間ごとに8日以上の日を設けまして、1週間当たりの勤務時間を20時間、24時間、25時間、そのような勤務の中での調整ということでございます。

続きまして、13ページでございます。13ページの上段から2行目になります。育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情ということでございますけれども、第14条、育児短時間勤務の承認が失効した等の、引き続き育児短時間勤務をすることができるやむを得ない事情についての規定でございます。

例といたしますと、育児短時間勤務職員がフルタイムで勤務職員に復帰する際、過員、人数がふえるということでございます、を生ずる場合がございます。

続きまして、既存の部分休業の改正、17条でございます。同じページの下から5段目でございます。これにつきましては、育児短時間勤務をする職員が、同時に部分休業をすることができない旨の規定を追加したものでございます。

以上で、概略でございますが、説明をさせていただきました。

続きまして、103号の5ページをお開きいただきたいと思います。

ここに新旧対照表がございます。笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本条例は、ただいまの笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、関連する条項を改正するものであります。いずれの改正につきましても、育児短時間勤務制度の導入によるものでございます。

それでは、ただいまからこの新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。

上から2行目になりますが、第2条におきまして、育児短時間勤務職員に係る1週間当たりの勤務時間についての規定を追加しております。

めくっていただきたいと思います。6ページ、一番上でございます。第3条、同職員についての休日及び勤務時間の割り振りに関する部分でございます。これを加えてございます。

それから、中段でございます第4条につきましては、いわゆる交代制等の勤務職員が育児短時間勤務をした場合、週休日及び勤務時間の割り振りの規定を加えるものであります。

続きまして、第8条、次の7ページ、上から3行目でございますが、第8条、育児短時間勤務職員の宿日直勤務及び超過勤務に関する規定を追加するものでございます。

附則でございますが、施行期日といたしましては、この条例は平成20年1月1日から施行するとしております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

議長（石崎勝三君） 日程第9、議案第104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、社会経済状況の変化に対応すべく、笠間市いこいの家「はなさか」の使用料の上限額を改正するために提出するものであります。

詳細につきましては、福祉部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） 命によりまして、議案第104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、いこいの家「はなさか」につきましては、リニューアルいたしまして平成17年2月にオープン以来、約3年近くを経過しております。この間の燃料等の高騰によりまして、それらに対応すべく、今回、使用料の上限額を改正しまして、指定管理者において設置の目的を効果的に達成するために改正するものでございます。

内容につきましては、2枚ほどおめくりいただきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、ごらんいただきたいと思います。

別表第7条関係の一部を改正するものでございます。

右側の旧区分欄大人を、使用料の欄1人1回につき「350円」につきまして、左側の新大人1人1回につき「500円」に改正するものでございます。その他のものにつきましては、現行どおり改正ございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

前ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第10、議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険法及び関連法令の一部改正に伴い、本条例に特別徴収に関する規定等を加えるために提出するものであります。

詳細につきましては、保健衛生部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

今回の条例改正は、平成20年4月から、65歳以上75歳未満の国保加入世帯の世帯主の年金より国民健康保険税を特別徴収するため、改正するものでございます。

改正する内容につきましては、笠間市国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

第4条は、9条が17条に書きかえられることにより条例の整理でございます。

第6条の次に、新たに7条として徴収の方法が加えられております。

次に、8条でございますが、「国民健康保険税の納期は」を、「普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は」に改めるものでございます。

次に、6ページから9ページ、第10条から第16条までにつきましては、特別徴収に関する条項を新たに加えたものでございます。

次に、9ページの第17条第1項中、「到来する納期において」の次に、「普通徴収の方法によって」という項目を加えるものでございます。

10ページの第18条からは、条項を繰り下げたことにより改めるものでございます。

施行期日でございますが、前に戻りまして3ページでございますが、この条例は平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は公布の日から施行する。

また、適用区分でございます。2項、この条例による改正後の笠間市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分ま

での国民健康保険税については、なお従前に例によるということでございます。

4ページでございますが、3項でございます。改正後の条例第15条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するというところでございます。

経過措置といたしましては、4項ございまして、平成19年10月1日において平成19年度分の国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付の支給を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主について、国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収することができる。

5としまして、前項の保険税の見込み額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成19年度分の国民健康保険税額に相当する額といたしまして、平成20年度における年金の支払い回数で除して得た額とするということになります。

以上で、議案第105号の補足説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

11時10分から再開いたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第106号 指定管理者の指定について（笠間市心身障害者福祉センター）

議案第107号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」）

議案第108号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）

議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター）

議案第110号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センターいわま）

議案第111号 指定管理者の指定について（北山公園）

議案第112号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園外5施設）

議長（石崎勝三君） 日程第11、議案第106号 指定管理者の指定についてから、議案第112号 指定管理者の指定についてまでの7件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第106号から第112号で提出しております指定管理者の指定については、関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、笠間市中心身障害者福祉センター外11カ所の公の施設の管理を指定管理者に行わせることについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） ご説明する前に、恐縮でございますが、議案書の中で文字が欠落している部分がございますので、記載訂正方お願いしたいと思います。

議案第109号及び110号でございます。提出年月日の平成19年12月3日の後に、2文字「提出」と、それぞれ記載訂正方よろしくお願いしたいと思います。

命によりまして、議案第106号 指定管理者の指定について、1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございますが、笠間市中心身障害者福祉センターでございます。指定管理者となる団体の名称につきましては、所在地、笠間市美原三丁目2番11号、名称、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会、代表者、会長海老原元彦でございます。3の指定期間が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までと定めるものでございます。

次に、議案第107号 指定管理者の指定について、1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称が、笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」でございます。指定管理者となる団体の名称につきましては、所在地、笠間市美原三丁目2番11号、名称、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会、代表者、会長海老原元彦でございます。指定期間が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までと定めるものでございます。

次に、議案第108号 指定管理者の指定についてでございます。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称が、笠間市いこいの家「はなさか」でございます。指定管理者となる団体の名称につきましては、所在地、笠間市美原三丁目2番11号 名称、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会、代表者、会長海老原元彦でございます。指定期間が、平成20年4月1日から平成23年3月31日までとする3年間でございます。収益性があるということで、社会変動を考慮しての指定の期間でございます。

次に、議案第109号 指定管理者の指定について、1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称が、笠間市福祉センターでございます。指定管理者となる団体の名称につきましては、所在地、笠間市美原三丁目2番11号 名称、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会、代表者、会長海老原元彦でございます。指定期間が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までと定めるものでございます。

議案第110号 指定管理者の指定について、1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称が、笠間市福祉センターいわまででございます。指定管理者となる団体の名称につきましては、所在地、笠間市美原三丁目2番11号、名称、社会福祉法人笠間市社会

福祉協議会、代表者、会長海老原元彦でございます。指定期間が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までと定めているものでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 命によりまして、議案第111号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、北山公園の管理を指定管理者に行わせるため提案するものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、北山公園でございます。次に、指定管理者となる団体の名称につきましては、所在地が茨城県笠間市箱田1167-1、名称は、笠間市造園建設業協同組合でございます。代表者が、代表理事園部信男です。指定管理期間ですが、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） それでは、命によりまして、議案第112号 指定管理者の指定について、補足してご説明を申し上げます。

1番目の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございますけれども、笠間市総合公園、笠間市民体育館、笠間市笠間武道館、笠間市岩間海洋センター、笠間市岩間総合運動公園、石井街区公園の6施設でございます。

次に、指定管理者とする団体の名称でございますけれども、所在地が茨城県日立市幸町一丁目20番2号、名称が株式会社日立ライフ、代表者が川又 諭様でございます。

次に、指定をする期間でございますけれども、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5カ年間でございます。

以上で、補足説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第113号 土地改良事業の施行について

議長（石崎勝三君） 日程第12、議案第113号 土地改良事業の施行についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第113号 土地改良事業の施行についての提案理由を申し上げます。

本案は、国営かんがい排水事業霞ヶ浦用水地区で造成された基幹水利施設について、平成21年度から笠間市外12市町が事業主体となり基幹水利施設管理事業を施行することから、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、産業経済部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 命によりまして、議案第113号 土地改良事業の施行についてご説明いたします。

昭和55年度に着工いたしました国営かんがい排水事業、霞ヶ浦用水農業水利事業でございますが、27年の歳月をかけまして平成20年度に完了を予定してございます。

この完了につきましては、資料の対象施設にございます4カ所の揚水機場で、国が直接施行していた部分でございます。平成21年度から、これらの施設を関係13市町が事業主体となりまして管理事業を行うものであり、この管理に対する市町の新たな負担はございません。

また、管理体制でございますが、事務管理につきましては下妻市が代表となり、現場管理につきましては霞ヶ浦用水土地改良区に委託し、基幹水路等との一体的な管理を行うこととなります。

以上で、説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第114号 市道路線の認定について

議長（石崎勝三君） 日程第13、議案第114号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第114号 市道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、道路新設改良工事及び開発行為の完了などに伴う市道の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、都市建設部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜

りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、議案第114号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

今回の市道路線の認定につきましては、新たに認定する8路線を議会にお諮りするものでございます。

認定路線につきましては、1ページの別紙路線調書のとおりでございまして、整理番号1番の（笠）1322号線から整理番号8番の（友）4166号線までの8路線でございます。それぞれ起点、終点、延長、幅員につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては、2ページから7ページまでの位置図で説明させていただきたいと思っております。

まず、2ページをお開きいただきたいと思います。

市道（笠）1322号線、笠間市池野辺地内でございます。この路線は、合併関連によりまして道整備交付金事業ということで計画された友部池野辺線でございます。その事業実施に当たりまして認定をするものでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

市道（笠）2369号線、笠間市笠間地内でございます。この路線につきましても、合併関連によりまして地方道路整備臨時交付金事業として計画されました才木友部線でございます。やはりこれも事業の実施に当たりまして認定をするものでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

市道（笠）3589号線、笠間市来栖、それから稲田地内、それからもう一本、市道（笠）3590号線、笠間市稲田地内の2路線でございます。この路線につきましては、事業名長いんですけれども、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業ということに位置づけられまして、来栖本戸線、でございますのと、それからもう一本、その取り付け道路としまして市道の稲田福原線の延伸道路でございます道路でございます。これにつきましても事業の実施に当たりまして認定をするものでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

市道（笠）3587号線、笠間市上加賀田地内と、市道（笠）3588号線、同じく上加賀田地内の2路線でございます。この路線につきましては、北関東自動車道笠間西インターまでの開通によりまして、側道をネクスコ東日本と協定に基づきまして市道に認定をするものでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

市道（友）3481号線、笠間市旭町地内でございます。この路線につきましては、開発行為の完了に伴いまして市道に認定する路線でございます。

最後に、7ページをお開きいただきたいと思います。

市道(友)4166号線、笠間市仁古田地内でございます。この路線につきましては、県道大洗友部線仁古田地内のバイパスが供用開始になりまして、それに伴いまして旧道を県から移管されるということに伴い市道へ認定するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長(石崎勝三君) 提案者の説明が終わりました。

議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第4号)

議案第116号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第117号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算(第3号)

議案第118号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第119号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第120号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第121号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第2号)

議案第122号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算(第2号)

議案第123号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第2号)

議案第124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第2号)

議長(石崎勝三君) 日程第14、議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第4号)から、議案第124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第2号)までの10件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第4号)から第124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

これらの議案につきましては、一般会計、特別会計5会計及び企業会計4会計について、それぞれ平成19年度予算を補正するものであります。

詳細につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(石崎勝三君) 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長(塩田満夫君) 議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

まず、初めに歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,266万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275億3,215万6,000円とするものであります。

第2条の継続費の補正、第3条の債務負担行為、第4条の地方債の補正であります、それぞれ別表のとおり補正するものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の継続費の補正でございますが、事業費の確定によります変更でございます。事業名、固定資産税評価替準備事業でございます。補正前総額7,098万円、平成19年度4,746万円、平成20年度2,352万円とありますものを、補正後総額6,825万円、平成19年度で4,620万円、平成20年度で2,205万円とするものでございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。

第3表の債務負担行為でございますが、それぞれ事項、期間、限度額を以下のとおり定めるものでございます。

市税等収納代行業務委託でございますが、コンビニ収納でございますけれども、平成20年度286万7,000円、笠間小児童クラブ運営業務委託、平成20年度917万5,000円、北山公園指定管理料、平成20年度から平成22年度まで4,866万円、北川根小学校給食調理業務委託で、平成20年度から平成22年度まで3,856万8,000円、笠間学校給食センター配送業務委託、平成20年度から平成24年度まで6,982万5,000円、岩間学校給食センター配送業務委託で、同じく平成20年度から平成24年度まで2,477万4,000円、笠間市スポーツ施設指定管理料、平成20年度から平成24年度までの期間で3億1,602万円とするものでございます。

次に、次ページの第4表地方債補正でございます。事業費の決定によりまして変更するものでございます。経営体育成基盤整備事業債から小学校トイレ整備事業債までの11事業につきまして、限度額について、事業費の決定によりそれぞれ記載のとおり変更をするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

市税の市民税でございますが、個人分で9,990万円の減額補正でございます。個人市民税所得割の所得減によるものでございます。

次に、固定資産税でございますが、7,578万2,000円の増でございます。軽自動車税で420万円の増、ゴルフ場利用税交付金で2,134万円の増でございます。

次に、分担金及び負担金でございますけれども、民生費負担金で5万3,000円の増、農林水産業費負担金で98万5,000円の減、これは茨城・栃木県境地域鳥獣害防止対策協議会受益者負担金の減でございます。

次に、次ページの土木使用料でございますが、860万4,000円の増でございます。道路使

用料でございます。

次に、国庫負担金でございますが、民生費国庫負担金で647万5,000円の増、障害者自立支援給付費負担金でございます。

次に、国庫補助金でございますが、総務費国庫補助金で2,700万円の減、市町村合併推進体制整備費の補助金でございます。

次に、民生費国庫補助金でございますが、157万1,000円の増でございます。障害福祉費補助金でございます。

次に、土木費国庫補助金でございますが、2,200万円の減でございます。道路橋りょう費補助金、事業費の決定、組み替えによるものでございます。

続きまして、民生費の県負担金でございますが、323万7,000円の増でございます。障害者自立支援給付費負担金でございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

民生費の県補助金でございますが、965万4,000円の増でございます。障害福祉費補助金、医療福祉費補助金でございます。

農林水産業費県補助金でございますが、890万6,000円の減でございます。農業費の補助金でございます。

消防費県補助金でございますが、147万8,000円の減でございます。この中には、自主防災組織活動育成補助金として柏地区への10万円の補助金が組み込まれてございます。

次に、教育費県補助金でございますが、2万8,000円の減。

次に、県委託金でございますが、総務費委託金で446万6,000円の減、参議院議員通常選挙費委託金等の精算によるものでございます。

次に、民生費委託金でございますが、10万2,000円の増。

次に、寄附金、一般寄附金でございますが、11万9,000円の増、常磐ミュージッククラブからの一般寄附金でございます。

次に、基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金で8,818万1,000円の減、育英基金繰入金で50万4,000円の減でございます。

次に、出産費資金貸付金元金収入でございますが、280万円の増でございます。

続きまして、受託事業収入でございますけれども、農林水産業費受託事業収入が2,035万円の減でございます。道路改良受託事業収入でございます。

次に、土木費受託事業収入でございますが、123万9,000円の増でございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。

雑入でございますが、5,712万3,000円の増額補正でございます。医療福祉費返納金4,868万9,000円、高額医療費等返納金でございます。

雑入の中では、派遣職員負担金、消防団員退職報償金受入金、有料広告掲載料、宝くじ助成金、岩間工業団地拡張事業用地取得事務費、芸術文化環境づくり支援事業助成金等で

ございます。

過年度収入として、553万5,000円を増額いたしますけれども、これにつきましては、児童手当国交付金、それから県負担金の精算金でございます。

次に、市債でございますが、事業費の確定によりまして農林水産業債で1,870万円の減、農業債、林業債でございます。

次に、土木債でございますが、3,800万円の減、道路橋りょう債、都市計画債で3,130万円の増でございます。

消防債で1,780万円の減、教育債で220万円の減でございます。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

人件費と事業費の決定による補正が主なものでございますが、人件費を省略いたしまして、主なもののみご説明をさせていただきます。

まず、議会費でございますが、597万2,000円の減でございます。主なものとして、19節の負担金補助及び交付金で全国及び茨城県市議会議長会海外行政視察参加負担金の減等が主なものでございます。

次に、総務費の一般管理費5,538万2,000円を減額いたします。人件費のほか、8節の報償費、旅費、それから19節の合気道友好都市再協定負担金等が主なものでございます。

次に、文書広報費でございますが、43万1,000円の増でございます。例規追録、更新データ作成委託料が主なものでございます。

5目の財産管理費でございますが、267万1,000円の増でございます。主なものは、11節の需用費で修繕料250万円の増、公用車等の修繕料でございます。

次に、8目の支所費でございますが、47万9,000円の増でございます。光熱水費、修繕料等でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

9目の電算管理費でございますが、1,528万6,000円の減でございます。電算業務委託料、備品購入費等の減でございます。

12目の市民活動費でございますが、46万5,000円の増でございます。負担金補助及び交付金の中に、地域集会所建設事業補助金22万9,000円がございますが、これは小原公民館の改修に伴います補助金でございます。

次に、諸費でございますが、1,325万円の増でございます。過年度精算に伴います国庫金の返納金でございます。平成18年度の児童手当、障害福祉費等でございます。

次に、税務総務費の856万3,000円の減でございますけれども、委託料で評価替えに伴います委託料の減、それから負担金で県職員派遣負担金等でございます。

次に、賦課徴収費でございますが、300万7,000円の減でございます。徴収嘱託員の報酬、時間外勤務手当、臨時雇賃金で増、納期前納付奨励金で、前納報奨金でございますが、

900万円の減となるものでございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

参議院議員通常選挙費で438万3,000円の減でございますが、精算に伴う減でございます。次のページをおめくりいただきまして、24ページです。

障害者福祉費で1,330万2,000円の増となっておりますが、主なものは、通所サービス利用促進事業補助金220万1,000円、その下の扶助費で、障害者自立支援給付費で1,295万2,000円が主なものでございます。

次に、3目の高齢者福祉費で316万4,000円の増でございます。愛の定期便委託料、軽度生活援助事業等でございます。

次に、老人医療給付費でございますが、662万8,000円の減でございます。医療福祉費で8,345万3,000円の増でございますけれども、医療扶助費、それから出産費資金貸付金が主なものでございます。

続きまして、27ページの衛生費で、4目の地域保健対策推進費でございますが、41万2,000円の増となっております。健康づくりリーフレット作成の印刷製本費でございます。

続きまして、28ページをお開きいただきたいと思います。

3目の農業振興費でございますが、111万9,000円の減でございます。歳入でも申し上げましたが、茨城・栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会事業負担金の減が主なものでございます。

次に、水田農業費642万円の減でございますけれども、これは条件整備特別対策事業補助金として、住吉転作組合への28万円が含まれてございます。

次に、6目の農地費でございますが、3,300万9,000円の減でございますけれども、委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金が主なものでございまして、各事業の確定による補正でございます。

次に、林道費でございますが、50万円の増額となっております。これは岩間地区の林道のり面の補修工事費として計上したものでございます。

次に、30ページをお開きいただきたいと思います。

2目の商工振興費でございますが、157万4,000円の増でございます。時間外勤務手当、桃宴実行委員会補助金等が主なものでございます。

次に、商工費の観光振興費でございますが、301万4,000円の増でございます。委託料、工事請負費、備品購入費等でございます。

続いて、31ページの下段になりますが、土木費の道路橋りょう総務費で99万2,000円の減でございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

道路維持費でございますが、502万円の増、道路新設改良費で252万5,000円の増、緊急

地方道路整備費で3,186万5,000円の減、この主なものは工事請負費の3,000万円の減でございます。

5目の市幹線道路整備費でございますが、141万4,000円の減でございます。委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金等でございます。

次に、33ページ、下段になりますが、公園費の79万円の修繕料でございます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

友部駅周辺整備事業費で219万5,000円の減でございます。工事請負費、補償・補填及び賠償金の組み替えが主なものでございます。

岩間駅周辺整備事業費で3,170万5,000円の増でございます。これは工事請負費、公有財産購入費で減、補償・補填及び賠償金、家屋移転補償費で3,783万円の増となるものでございます。

次に、住宅管理費でございますが、98万3,000円の増でございます。

それから、消防費の中で、2目の非常備消防費で857万5,000円の減でございますけれども、報償費の方で退職消防団員報償金で減、負担金補助及び交付金の消防団員退職報償金掛金で増になるものでございます。

次に、消防施設費でございますが、1,892万円の減でございます。次ページの工事請負費、それから備品購入費で、契約が完了したことによります減となるものでございます。

次に、災害対策費28万円の減でございますが、この中に、歳入でも申し上げましたように自主防災組織活動育成補助金として柏地区への10万円の補助金でございます。

次に、教育費、事務局費でございますが、667万3,000円の減でございます。

続きまして、小学校費の学校管理費でございますが、422万3,000円の減、次ページ、38ページをおめくりいただきたいと思います。中学校費の学校管理費で720万3,000円の減でございます。

39ページ下段になりますが、社会教育総務費で68万2,000円の増でございます。裏側40ページをおめくりいただきますと、主なものといたしまして、クールシェヴェール国際音楽アカデミー実行委員会補助金580万円でございます。

公民館費で145万3,000円の減、図書館費で238万3,000円の増、7目の文化財保護費で52万5,000円の増でございますが、重機の借上料でございます。

体育施設費で801万2,000円の増となっておりますが、臨時雇賃金、修繕料が主なものでございます。次ページの体育施設整備工事費で587万円増でございます。柿橋グラウンドの駐車場、防球ネットの整備工事費でございます。

次に、給食センター費905万4,000円の減でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 説明の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時より再開いたします。

午前 1 1 時 5 2 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

23番小園江一三君が、所用のため退席しました。

説明を続けます。

保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第116号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足してご説明申し上げます。

歳入歳出予算の内容につきましては、まずは、歳入予算につきましてご説明申し上げます。

6 ページの事項別明細書をお開き願いたいと思います。

歳入の3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金340万円及び同款2項国庫補助金、1目財政調整交付金90万円の計上につきましては、歳出の一般被保険者療養費の増額に対する国の負担金及び補助金の増額を見込んだものでございます。

4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金1億6,195万9,000円は、退職被保険者の保険給付費の増額分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金70万円の計上につきましても、歳出の一般被保険者療養費の増額に対する県の補助金の増額を見込んだものでございます。

次に、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金及び次ページの同款2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、それぞれ125万5,000円及び369万9,000円を減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8 ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の390万9,000円の減額の主なものにつきましては、嘱託職員報酬の減額、職員の異動等に伴う減額及び時間外勤務手当の増額等によるものでございます。

同款2項徴税費、1目賦課徴収費につきましては、時間外勤務手当48万6,000円を増額するものでございます。

同款4項趣旨普及費、1目趣旨普及費につきましては、印刷製本費60万9,000円を増額するものでございます。

9 ページをごらんいただきたいと思います。

2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る

療養費等の増額見込み分、合わせて1億7,379万8,000円を増額計上するものでございます。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費369万9,000円の減額につきましては、特定健康診査等実施計画策定委託料の減額によるものでございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金につきましては、300万円を増額するものでございます。

9款予備費、1項予備費、1目予備費828万円の減額につきましては、歳入との調整によるものでございます。

以上で、議案第116号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第117号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第3号）について補足してご説明申し上げます。

歳入歳出予算の内容については、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正につきましては、一般管理費の減額及び医療費扶助の増額に伴う補正でございます。

歳入でございますが、1款支払基金交付金、1項、1目医療費交付金につきましては、歳出で医療費扶助の増額に伴います交付金800万円を補正するものでございます。

また、2款国庫支出金、1項、1目医療費負担金533万3,000円、3款県支出金、1項、1目医療費負担金133万3,000円を増額するものでございます。

一般会計繰入金につきましては、374万8,000円を減額するものでございます。

歳出についてご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1目一般管理費508万2,000円の減額につきましては、主にレセプト点検に係る嘱託職員の報酬、委託料の減額でございます。

2款医療諸費、1項、1目医療費支給費につきましては、扶助費で1,600万円を増額するものでございます。

なお、補正予算の最初のページにございます平成19年度歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,091万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,579万9,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということでございます。

以上で、議案第117号の補足説明を終わらせていただきます。

大変失礼しました。議案第116号の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正額は、第1条事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,200万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億190万3,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び

に補正後の歳入歳出の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。申しわけございませんでした。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） 命によりまして、議案第118号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険給付の実績によりまして、介護サービスと介護予防サービスへの組み替え等が主なものでございます。それと、地域介護整備事業補助金の減によりまして、それぞれ所要額を補正するものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,764万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,176万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと思っております。

主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入です。

3款、2項、4目施設整備事業補助金、1節地域介護・福祉空間整備事業補助金1,500万円の減でございます。

7款、1項、4目その他一般会計繰入金264万1,000円の減でございます。

次に、ページを返していただきまして、歳出でございます。

1目の一般管理費1,855万円の減でございますが、人事異動に伴う人件費の減及び19節の負担金補助及び交付金で、歳入で申し上げましたとおり同額の地域介護・福祉空間整備事業補助金の1,500万円の減でございます。

下段にいきまして、2款、1項、8目居宅介護住宅改修費200万円の増、7ページにまいりまして、9目居宅介護サービス計画給付費5,200万円の減でございますが、介護予防サービス等への組み替えによる減でございます。

2款、2項、1目介護予防サービス給付費4,100万円の増、7目介護予防サービス計画給付費800万円の増でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第119号から議案第124号までご説明申し上げます。

初めに、議案第119号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ560万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,670万3,000円とするものであります。

今回の補正は、人件費の減額が主なものでございます。

歳入歳出補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

歳入でございますが、6款繰入金、2項、1目下水道事業基金繰入金560万3,000円の減額は、人件費等歳出の減によるものでございます。

次に、5ページをごらん願います。

歳出でございますが、1款下水道費、1項、1目下水道総務費124万7,000円の減額は、2節給料、3節職員手当等でございます。11節需用費24万円の増は、光熱水費を増額するものでございます。

次に、2項、1目下水道建設事業費373万7,000円の減額の主なものは、2節給料、3節職員手当等でございます。

ページを返していただきまして、13節委託料42万5,000円の増額は、受益者負担金計算業務委託料を増額するものでございます。

以上で、議案第119号の説明を終わりにさせていただきます。

次に、議案第120号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,224万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,951万6,000円とするものであります。

第2条では、地方債の変更についてであります。

4ページをお開き願います。

第2表の地方債でございますが、起債限度額7,470万円から4,880万円に変更するものであります。

歳入歳出の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項、1目農業集落排水事業費分担金、1節現年度分93万5,000円の減額は、説明欄に記載してありますように、枝折川地区130万円、岩間南部地区165万円の減は、事業費の決定により分担金が確定したことによる減額、また新規加入者分担金201万5,000円を増額するものであります。

3款県支出金、1項、1目農業集落排水事業費県補助金2,575万5,000円の減額及び7款市債、1項、1目農業集落排水事業債2,590万円の減額は、事業費の決定によるものであります。

7ページをごらん願います。

歳出でございますが、1款農業集落排水事業費、1項、1目農業集落排水施設管理費、

13節委託料449万3,000円の減額は、施設管理委託料の確定によるものでございます。

2項、1目農業集落排水事業建設費4,506万8,000円の減額の主なものは、13節委託料217万円及び15節工事請負費4,000万円は、事業費の決定により減額するものであります。

3款予備費、1目予備費266万5,000円の減額は、収支のバランスを図るものであります。以上で、議案第120号の説明を終わりにさせていただきます。

次に、議案第121号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

1款水道事業費用、1項営業費用165万2,000円減額し6億5,719万円に、2項営業外費用8万2,000円増額し1億3,445万8,000円に、4項予備費157万円増額し971万3,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び支出額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入37万2,000円減額し4010万2,000円に、支出でございますが、1款資本的支出166万1,000円増額し2億3,796万9,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第4条では、議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費を4,841万5,000円に改めるものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出でございますが、1款水道事業費、1項、2目配水及び給水費213万8,000円の増額は、19節修繕費で、給配水施設修繕費であります。5目総係費379万4,000円の減額の主なものは、3節手当等の減によるものであります。

4項予備費、1目予備費157万円の増額は、収支のバランスを図るものであります。

ページを返していただきまして、資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、3項、1目一般会計負担金37万2,000円の減額は、1節一般会計負担金で、消火栓設置工事費の確定によるものでございます。

9ページをごらん願います。

支出でございますが、1款資本的支出、1項、2目施設改良費177万円の増額は、1節工事請負費で、配水管布設工事費でございます。

以上で、議案第121号の説明を終わりにさせていただきます。

次に、議案第122号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入でございますが、1款水道事業収益84万円増額し7億1,604万円に、支出でございますが、1款水道事業費用84万円増額し7億1,604万円に、それぞれ補正するものであります。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、次のとおり補正するものであります。

収入でございますが、1款資本的収入1億2,234万6,000円減額し1億8,017万6,000円に、支出でございますが、1款資本的支出1億8,534万6,000円減額し3億2,781万3,000円に、それぞれ補正するものであります。

ページを返していただきまして、第4条の継続費でございますが、継続費の総額及び年割額を次のように改めるものであります。

総額4億329万8,000円を2億1,119万8,000円に、年割額平成19年度3億7,029万8,000円を1億7,819万8,000円に改めるものであります。

第5条の企業債であります。が、限度額3億円を限度額1億7,800万円に改めるものであります。

第6条では、議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費を7,713万6,000円に改めるものであります。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益、1項、2目受託工事収益84万円の増額は、3節配水補償工事収益で、下水道工事に伴うものであります。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款水道事業費、1項、1目原水及び浄水費2,000万円の減額は、28節受水費で県水受水費、2目配水及び給水費420万円の減額は、19節修繕費で給配水施設修繕費、5目総係費138万5,000円の減額は、2節給料、3節手当等によるものであります。

4項予備費2,545万9,000円の増額は、収支のバランスの図るものであります。

12ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項、1目企業債1億2,200万円減額は、県水系低区配水池工事費の確定により事業費が減になったためであります。

3項他会計負担金、1目一般会計負担金34万6,000円減額は、1節一般会計負担金で、消火栓設置の工事費の確定によるものであります。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款資本的支出、5項友部拡張

事業費、2目配水管布設費1億8,500万円減額は、1節工事請負費で県水系低区配水池設置工事請負費の確定によるものでございます。

以上で、議案第122号の説明を終わりにさせていただきます。

次に、議案第123号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入でございますが、1款水道事業収益1,427万5,000円減額し3億4,733万6,000円に、支出でございますが、1款水道事業費用1,427万5,000円減額し3億4,733万6,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入580万8,000円減額し1,171万5,000円に、支出でございますが、1款資本的支出530万8,000円減額し5,081万6,000円に、それぞれ補正するものでございます。

ページを返していただきまして、第4条の企業債であります。限度額1,500万円を限度額1,000万円に改めるものでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費を2,439万8,000円に改めるものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益、1項、2目受託工事収益1,427万5,000円減額は、3節配水補償工事収益の減額によるものでございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款水道事業費、1項、3目受託工事費1,427万5,000円減額は、16節委託料、33節補償工事費で受託工事費の減額によるものであります。

4項予備費91万8,000円増額は、収支のバランスを図るものでございます。

11ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項、1目企業債500万円減額は、事業費の確定によるものであります。

3項他会計負担金、1目一般会計負担金80万8,000円減額は、1節一般会計負担金で、消火栓設置の工事費の確定によるものでございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款資本的支出、1項、3目配

水施設建設費530万8,000円の減額は、1節工事請負費で、予定した下水道工事との同時施工が次年度に変更になるため減額をするものでございます。

以上で、議案第123号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用10万9,000円増額し3,288万6,000円に、4項予備費10万9,000円減額し218万円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条では、議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費535万9,000円に改めるものでございます。

支出の主な内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出でございますが、1款工業用水道事業費、1項、2目総係費10万9,000円の増額は、3節手当、5節法定福利費でございます。

4項予備費10万9,000円減額は、収支のバランスを図るものでございます。

以上で、議案第119号から議案第124号まで説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

委員会提出議案第5号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第15、委員会提出議案第5号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議員定数等調査特別委員会委員長竹江 浩君。

〔議員定数等調査特別委員長 竹江 浩君登壇〕

議員定数等調査特別委員長（竹江 浩君） 委員会提出議案第5号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

議員定数については、平成18年第2回市議会定例会において、市長から、住民の直接請求による市議会議員の定数を25人とする笠間市議会議員定数条例が提出され、継続審査となっておりましたが、次の第3回市議会定例会において、28人とする修正案を可決し、現在の定数となっております。

その後、平成19年第1回市議会定例会において、議員定数を再度見直すべきではないか

といった意見が出され、議員定数等調査特別委員会を設置し、調査及び審議の結果、議員定数を現在の28人を24人に改めることとし、12月の定例会に議案を提出することで決定しました。このことを去る9月6日開催の全員協議会において報告し、了承されましたので、本条例を提案するものであります。

なお、本件については、去る11月30日に議員定数等調査特別委員会を開催し、会議規則第14条第2項の規定により提出するものです。

議案の内容は、現在の議員定数28名を24人に改め、この条例は次の笠間市議会議員一般選挙から施行するというものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案者の説明といたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立全員です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月6日に開きますので、時間厳守の上ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

午後1時34分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 萩 原 瑞 子

署 名 議 員 中 澤 猛